

2023年3月22日

株主各位

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
渋谷スクランブルスクエア
株式会社メタップス
代表取締役社長 山崎 祐一郎

臨時株主総会招集のための基準日設定公告

当社は、2023年4月6日（木曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿上の株主をもって、2023年5月中旬に開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

（注） 当社が2023年2月13日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式会社O d e s s a 12（以下「公開買付者」といいます。）は、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）、2019年1月15日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第14回新株予約権（以下「第14回新株予約権」といいます。）、2019年10月11日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第15回新株予約権（以下「第15回新株予約権」といいます。）、第14回新株予約権及び第15回新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）及び2019年10月11日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）の全て（但し、本新株予約権及び本新株予約権付社債の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の成立後、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づき当社株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを当社に要請する予定とのことです。

但し、本公開買付けが成立しない場合、又は本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の 90%以上となり、公開買付者が、当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求するとともに、併せて、本新株予約権の所有者（公開買付者を除きます。）の全員に対し、その所有する本新株予約権の全部を売り渡すことを請求し、本新株予約権付社債の所有者（公開買付者を除きます。）の全員に対し、その所有する本新株予約権付社債の全部を売り渡すことを請求する場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、上記基準日についても利用しない予定です。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

同事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

以上